

# 石巻市産業創造助成金 に関するお知らせ

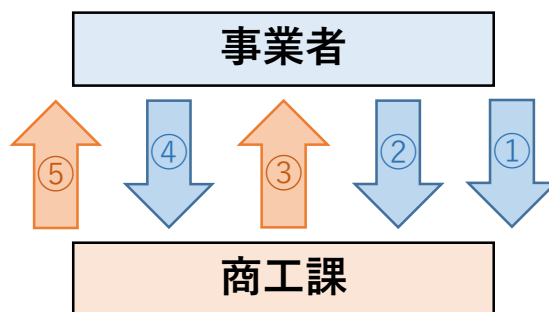
## ◆目的

石巻市内で独自の技術開発やマーケティング、地域資源を活かした産業の創出を事業として行う中小事業者等に対し経費の一部を助成します。

<b>対象者</b>	市内に事業所を有する事業者 個人の場合は、市内に住所及び事業所を有していること
<b>助成対象事業</b>	① <b>人材育成事業</b> （研修会の開催、専門家の派遣等） ② <b>研究開発事業</b> （地域資源を活用した研究等） ③ <b>情報提供事業</b> （マーケティング、ICT活用等） ④ <b>知的財産等取得事業</b> （ISO、特許権、商標権等取得）  ※1 同一年度で一事業者一事業につき1回が限度となります。 ※2 国、県、その他の補助等の重複申請はできません。
<b>助成金額</b>	交付対象経費の <b>2分の1以内</b> 交付限度額は以下のとおりとなります。 ①人材育成事業 <b>50万円</b> （1日につき10万円を上限とする） ②研究開発事業 <b>250万円</b> ③情報提供事業 <b>50万円</b> ④知的財産等取得事業 <b>50万円</b>
<b>申請時期</b>	事業着手日の <b>14日前</b> ※申請前に支払われた経費は対象になりません。
<b>助成対象期間</b>	交付決定を受けた年度に属する <b>3月31日まで</b>

## ◆申請方法

- ①商工課に事前相談
- ②申請様式・書類を商工課へ郵送  
又は、窓口提出
- ③審査・交付決定
- ④実績報告
- ⑤確定通知・支払い



詳細は裏面をご覧ください

## ◆対象となる経費

事業区分	経費区分
人材育成事業	教材費、研修参加費、旅費、講師料等
研究開発事業	原材料費、建築物費、機械・工具器具費 外注加工費、技術導入費、共同研究費、人件費
情報提供事業	出展料・会場借上料、資料印刷費、旅費 運搬費、ホームページ作成費用等
知的財産等取得事業	各種認証取得にかかる費用 特許・商標権等に係る出願料 弁護士謝礼、手数料、委託費等
その他	上記以外の経費で、市長が特に必要と認める経費

## ◆給付対象とならない方

石巻市競争入札参加資格者指定停止等に該当する事業者、会社更生手続・民事再生手続を申し立てされている事業者、暴力団関係者、性風俗関連特殊営業に該当する方は対象となりません。

## ◆申請書類

- 事業実施計画書（様式第2号）
- 事業実施計画の内容説明書（様式第3号）
- 事業予算明細書（様式第4号）
- 人件費集計表（様式第4号の2）＊直接人件費を要する場合
- 技術導入計画書（様式第5号）＊技術導入計画がある場合
- 外部委託計画書（様式第6号）＊外部委託計画がある場合
- 財務諸表又は確定申告書の写し（直近2期分）
- 法人登記事項証明書（3か月以内）＊個人の場合は本人の住民票
- 納税証明書（市税完納証明書、国保税関係証明書）＊所定様式
- 申立書
- 経費の根拠資料、見積書等
- その他市長が必要と認める書類

## ◆公表

採択となった場合は、企業名や事業テーマ等を事例紹介させていただきます。

## 〈お問い合わせ先〉

〒986-8501 石巻市穀町14番1号  
石巻市産業部商工課（中小企業支援係）  
電話：0225-95-1111（内線3523）  
e-mail：iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp